

## 主 文

本件各上告を棄却する。

## 理 由

弁護人峯満の上告趣意は、憲法三一条違反をいうが、労働安全衛生規則六六七条二号ハの意義が、所論のように不明確であるということはできないので、所論はその前提を欠き、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五三年九月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	塚	喜	一郎
裁判官	吉	田		豊
裁判官	栗	本	一	夫